



宮崎労働局

## Press Release

宮崎労働局発表  
令和2年9月9日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

課長 岡元 秀樹

主任地方労働衛生専門官 種子田 浩

(代表電話) 0985(38)8825 (時間外)

(直通電話) 0985(38)8835 0985(44)0641

### 令和2年度全国労働衛生週間(第71回)の実施等について

～今年のスローガンは「みなおして 職場の環境 からだの健康」～

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、令和2年10月1日から10月7日までを全国労働衛生週間、9月1日から9月30日までを準備期間として実施します。

宮崎労働局（局長 名田 裕）では、全国労働衛生週間にあわせて、準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、各労働基準監督署において、重点的な指導を行うことにしており、事業場の健康診断と健康診断実施後の措置が適切に行われるよう、事業場に対する周知啓発に努めます。

また、宮崎市内において、宮崎労働基準監督署が事業場の労働者の心の健康保持増進の取り組みを進めるためのメンタルヘルス研修会を開催します。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染防止拡大防止の観点から、いわゆる‘3つの密’（1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、2. 密集空間（多くの人が密集している）、3. 密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとしています。

#### ○メンタルヘルス研修会

日時：令和2年10月5日(月) 午後2時～3時30分

場所：宮崎県医師会館（宮崎市和知川原1丁目101）

※新型コロナウイルス感染症拡大によっては、研修会を中止する場合があります。

宮崎労働局における労働衛生の現状（別添２参照）は、

- （１）休業４日以上業務上の疾病が多く発生しており、令和元年は121件発生し、疾病別では腰痛が最も多く45件（全体の37.2%）、振動障害が34件（全体の28.1%）、異常温度条件による疾病（熱中症）が8件（全体の6.6%）等となっています。
- （２）宮崎県内の事業場（労働者数50人以上規模）から報告のあった労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率は55.96%で、前年比で1.19%高くなったが、全国平均の56.64%は下回りました。
- （３）衛生管理者及び産業医の選任状況は、県内の労働者数50人以上の事業場（1050事業場）において、衛生管理者の選任率は94.9%で、54事業場が未選任。産業医の選任率は95.5%で、47事業場が未選任となっています。

事業場が準備期間中、全国労働衛生週間中に実施する事項は下記のとおりです。

## 記

### ☆事業場が準備期間中に実施する事項【重点事項】

- 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 2 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 3 労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進
- 4 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 5 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 6 受動喫煙対策に関する事項
- 7 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

### ☆事業場が全国労働衛生週間中に実施する事項

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

**【添付資料】**

**別添 1**      リーフレット   令和 2 年度全国労働衛生週間（宮崎労働局版）

**別添 2**      宮崎県における労働衛生の現状について

**参考資料 1**      リーフレット   第 7 1 回全国労働衛生週間（本省版）

**参考資料 2**      令和 2 年度全国労働衛生週間実施要綱



# 令和2年度 全国労働衛生週間

本週間 / 10月1日～10月7日

＜準備期間 / 9月1日～9月30日＞



GHSマーク(絵表示)があったら、  
SDSの確認、リスクアセスメントの実施

## 《スローガン》

## みなおして 職場の環境 からだの健康

このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

### 第13次労働災害防止推進計画の目標 《労働衛生関係》

- メンタルヘルス対策重点4項目に取り組んでいる事業場（規模30人以上50人未満）の割合を **80%以上**
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場（規模50人以上）の割合を **60%以上**
- 化学物質のリスクアセスメント等を実施している事業場（規模10人以上の製造業）の割合を **80%以上**

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で71回目を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県における業務上疾病による被災者数は、121人と前年から15人増加し、多くの方が罹患されております。一方、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は平成24年から増加を続け、令和元年は55.9%に上っています。また警察庁「自殺者統計」では、本県の令和元年の自殺者数は201人で平成30年よりも1人減少していますが、自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）が18.6（全国10位）と依然として高い状況が続いていること等から、働き方改革と相まって、ストレスチェックの実施、職場環境の改善など職場におけるメンタルヘルス対策及び長時間労働による健康障害防止対策の取組は重要となっています。

健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が安心して安全に健康的に働ける職場環境づくり、健康づくりを推進していくことが求められております。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）による健康づくり等の取組を推進していくことが重要です。

職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進め、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めたいと考えています。

このような背景を踏まえ、令和2年度の全国労働衛生週間は「**みなおして 職場の環境 からだの健康**」をスローガンに、9月1日から9月30日までを準備期間として、10月1日から10月7日までを本週間として実施されます。この全国労働衛生週間を契機として、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意の上、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

### ◇ 事業場が準備期間中に実施する事項 ◇

- 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 2 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 3 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進
- 4 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 5 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 6 受動喫煙対策に関する事項
- 7 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- 8 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 9 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- 10 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- 11 作業環境管理の推進
- 12 作業管理の推進
- 13 健康管理の推進
- 14 労働衛生教育の推進
- 15 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- 16 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- 17 職場における感染症（新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- 18 粉じん障害防止対策の徹底
- 19 電離放射線障害防止対策の徹底
- 20 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- 21 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- 22 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- 23 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- 24 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
- 25 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

重点事項



### ◇ 事業場が全国労働衛生週間に実施する事項 ◇

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



### STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

4月 準備期間  
5～6月 キャンペーン期間  
7月 重点期間

職場における熱中症予防 [検索](#)

屋外で人と2m以上離れているときは  
熱中症を防ぐためにマスクをはずしましょう



熱中症予防×コロナ感染防止

化学物質情報、災害事例、労働災害統計、安全衛生用語、  
安全衛生ビデオなどの情報は...

職場のあんぜんサイト

[検索](#)



主 唱 宮 崎 労 働 局  
宮 崎 労 働 基 準 監 督 署  
延 岡 労 働 基 準 監 督 署  
都 城 労 働 基 準 監 督 署  
日 南 労 働 基 準 監 督 署

協 賛 (公社)宮崎労働基準協会  
建設業労働災害防止協会宮崎県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部  
(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部  
宮崎産業保健総合支援センター

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

・健康診断  
・健康診断後の事後措置  
・健康診断の記録、保管  
・保健指導  
などを実施し、健康管理  
を推進しましょう!



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、

宮崎県産業安全衛生大会及び全国産業安全衛生大会の開催中止が決定しました。

# 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について

新型コロナウイルス感染症は、一般的に飛沫感染、接触感染で感染します。症状は、発熱、呼吸器症状が1週間前後続き、強いだるさを感じる方も多くいます。約8割の方が軽症で経過し、治癒する例が多い一方、高齢者や基礎疾患のある方が重症化するリスクが高い感染症です。新型コロナウイルス感染症の大規模な拡大防止に向け、職場において事業者が取り組む方針を定め、労働者と一体となって対策に取り組んでいただくをお願いします。

(職場での感染防止に向けた検討内容)

- ①労働衛生管理体制の再確認
- ②換気の徹底等の作業環境管理
- ③職場の実態に応じた作業管理
- ④手洗いの励行など感染予防に関する基本的知識も含めた労働衛生教育
- ⑤日々の体調管理等も含めた健康管理

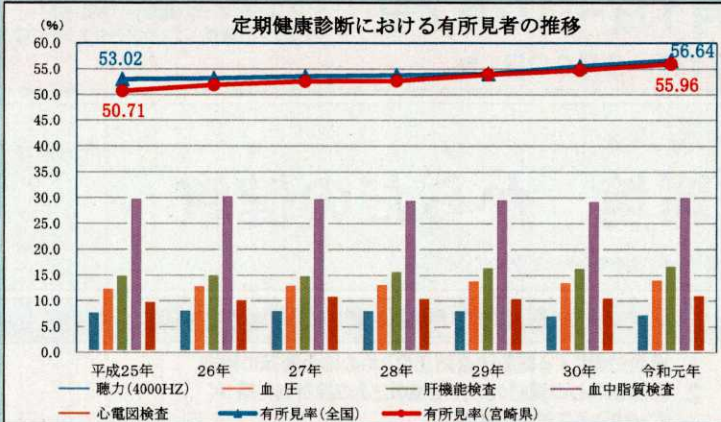
左記に関する具体的な対策は、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」により、職場の状況を把握することができます。本チェックリストを活用し、実態に即した実行可能な対応をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00145.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00145.html)

左のURLより、最新版のチェックリストが確認できます。



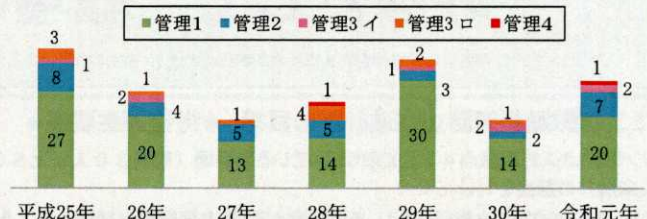
## 宮崎県における労働衛生の現状 (詳細は宮崎労働局ホームページに掲載)



### 特殊健康診断の有所見率(%) (令和元年)

| 有害業務  | 宮崎県   | 全国平均 | 有害業務    | 宮崎県  | 全国平均 |
|-------|-------|------|---------|------|------|
| 有機溶剤  | 4.96  | 6.21 | 高圧気圧    | 0.00 | 5.97 |
| 鉛     | 2.31  | 1.70 | 石綿      | 0.70 | 0.76 |
| 電離放射線 | 13.13 | 9.43 | 特定化学物質等 | 1.97 | 1.73 |

### じん肺管理区分決定状況



## 産業保健活動総合支援事業

### 宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

- 事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。
- 産業保健関係者に対する専門的研修等
- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 治療と仕事の両立支援
- 産業保健に関する情報提供、広報啓発
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 測定機器の貸出



宮崎産業保健総合支援センター  
宮崎市紙国3丁目1番地 矢野産業ビル2階  
TEL 0985-62-2511

### 地域産業保健センターのサービス内容 (労働者50名未満の事業場を対象)

- 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター  
宮崎市紙国3丁目1番地 矢野産業ビル2階  
TEL 0985-71-1069

宮崎県東部・西諸地域産業保健センター  
都城市紙国9-3 (都城市は別添付医師会内)  
TEL 0986-22-0754

宮崎県北地域産業保健センター  
延岡市上平野町1-1-17 (延岡市医師会内)  
TEL 0982-26-6901

宮崎県南地域産業保健センター  
日南市上平野町1-1-17 (南相模医師会内)  
TEL 0987-23-2951

### 「溶接ヒューム」と「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質に追加されました。

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、神経障害等の健康障害を及ぼすことが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、労働安全衛生法、特定化学物質障害予防規則、作業環境評価基準、作業環境測定基準が改正されました。本改正は令和2年4月22日に公布され、令和3年4月1日に施行されます。

#### 安全衛生法改正の概要

- ①特定化学物質第2類物質に、「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」を追加。
- ②施行令第21条作業環境測定を行うべき事業場については、「溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場」を除外。

#### 特定化学物質障害予防規則の改正の概要

- ①金属の溶接、溶断、溶接等の作業(以下、「金属溶接等作業」)により、溶接ヒュームを発生する屋内作業場について、有効な全体換気装置又は同等の措置が必要。
- ②金属溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、作業方法の変更又は新たな金属溶接等作業方法を採用した際は、従事者の個人サンプリング方法による空气中の溶接ヒュームの濃度測定が必要。
- ③上記②の測定結果に応じ、①の換気装置の風量増加等の措置を行い、再度、個人サンプリング方法による溶接ヒュームの濃度測定を行う。これらの測定結果は記録を作成し、金属溶接等作業を行なった日から3年経過するまで保存。
- ④金属溶接等作業(屋内、屋外とも)の従事者に有効な呼吸用保護具の使用が必要。なお、上記②の測定を行った場合は、その結果に応じた呼吸用保護具の使用が必要であり、1年以内ごとに1回、定期的に装着状態を確認し、その結果を3年間保存。
- ⑤金属溶接等作業を行う屋内作業場の床は容易に掃除できる構造とし、粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上の掃除が必要。
- ⑥金属溶接等作業従事者に対し、就業時及び6月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断の実施が必要。
- ⑦特定化学物質作業主任者の選任が必要。



本改正内容のお問い合わせ先  
宮崎労働局健康安全課  
TEL: 0985-38-8835

## なくそう! 望まない受動喫煙 職場での受動喫煙対策には助成金を

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されました。職場での受動喫煙防止対策を行う際、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を活用ください。(健康増進法に定める第一種施設は対象外)

- 助成対象となる事業主  
労災保険適用の中小事業主で事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主(業種によって中小事業主の条件が異なります。)
- 助成対象となる措置  
①喫煙専用室の設置・改修(既存特定飲食提供施設に限る)  
②指定たばこ専用室の設置・改修(既存特定飲食提供施設に限る)  
③屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修(第二種施設に限る)
- 助成内容  
助成率 1/2で上限額100万円。なお、既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等を営んでいる事業場は助成率 2/3で上限額100万円。  
※助成対象となる基準を満たす必要あり、助成金に限りがあるため、早めの相談をお問い合わせ先 宮崎労働局健康安全課 TEL 0985-38-8835



## 石綿障害予防規則等の一部が改正されました。

石綿含有建材を用いた建築物の解体工事が2030年をピークとして増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿含有の事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されるため、石綿障害予防規則等を改正し、石綿によるばく露防止対策が強化されました。本改正は令和2年7月1日に公布され、令和2年10月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日と段階的に施行されます。

### 石綿障害予防規則等の改正に関する主な内容

| 改正前                                         |                                                                | 改正後 ※赤字が改正内容                                                                                 |                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| レベル1<br>石綿含有吹付け材                            | 計画届 ※十四日前<br>事前調査<br>作業計画<br>集じん・排気装置の初回時点検<br>作業開始前の負圧点検<br>等 | レベル1<br>石綿含有吹付け材                                                                             | 事前調査<br>調査方法を明確化<br>資格者による調査<br>調査結果の3年保存、現場への備え付け<br>作業計画<br>作業状況等の写真等による記録・3年保存<br>指示<br>湿潤状態にする<br>マスク等着用<br>作業主任者の選任<br>作業員に対する特別教育<br>健康診断                         |
| レベル2<br>石綿含有保温材                             | 作業届 ※工事開始前                                                     | レベル2<br>石綿含有保温材                                                                              | 計画届 (レベル2も計画届) ※十四日前<br>事前調査<br>調査方法を明確化<br>資格者による調査<br>調査結果の3年保存、現場への備え付け<br>作業計画<br>作業状況等の写真等による記録・3年保存<br>指示<br>湿潤状態にする<br>マスク等着用<br>作業主任者の選任<br>作業員に対する特別教育<br>健康診断 |
| レベル3<br>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等<br>その他石綿含有建材 |                                                                | レベル3<br>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種 ※2(破砕時)<br>仕上げ塗材(電動工具での除去時)<br>レベル3<br>スレート、Pタイル等<br>その他石綿含有建材 | 計画届 (レベル2も計画届) ※十四日前<br>事前調査<br>調査方法を明確化<br>資格者による調査<br>調査結果の3年保存、現場への備え付け<br>作業計画<br>作業状況等の写真等による記録・3年保存<br>指示<br>湿潤状態にする<br>マスク等着用<br>作業主任者の選任<br>作業員に対する特別教育<br>健康診断 |

※1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用):レベル1・2ほどの飛散性は高いが他のレベル3より飛散性が高い

お問い合わせ先 宮崎労働局健康安全課 TEL: 0985-38-8835

## 宮崎県における労働衛生の現状について（令和元年）

宮崎労働局（令和2年6月作成確定版）

令和元年における職業性疾病の発生状況は、第1表のとおりである。

県内における職業性疾病による被災者数は121人で、前年同期比で15人(14.2%)増加した。

疾病項目別では、負傷に起因する腰痛45人(37.2%)と最も多く、続いて振動障害が34人(28.1%)、負傷に起因する疾病(腰痛以外)が22人(18.2%)、異常温度条件下における疾病(熱中症)が8人(6.6%)、じん肺症及びじん肺合併症が5人(4.1%)となっている。

負傷に起因する疾病(腰痛含む)は増加傾向にある。(対前年36.7%増加)

第1表 職業性疾病の発生状況(令和元年)

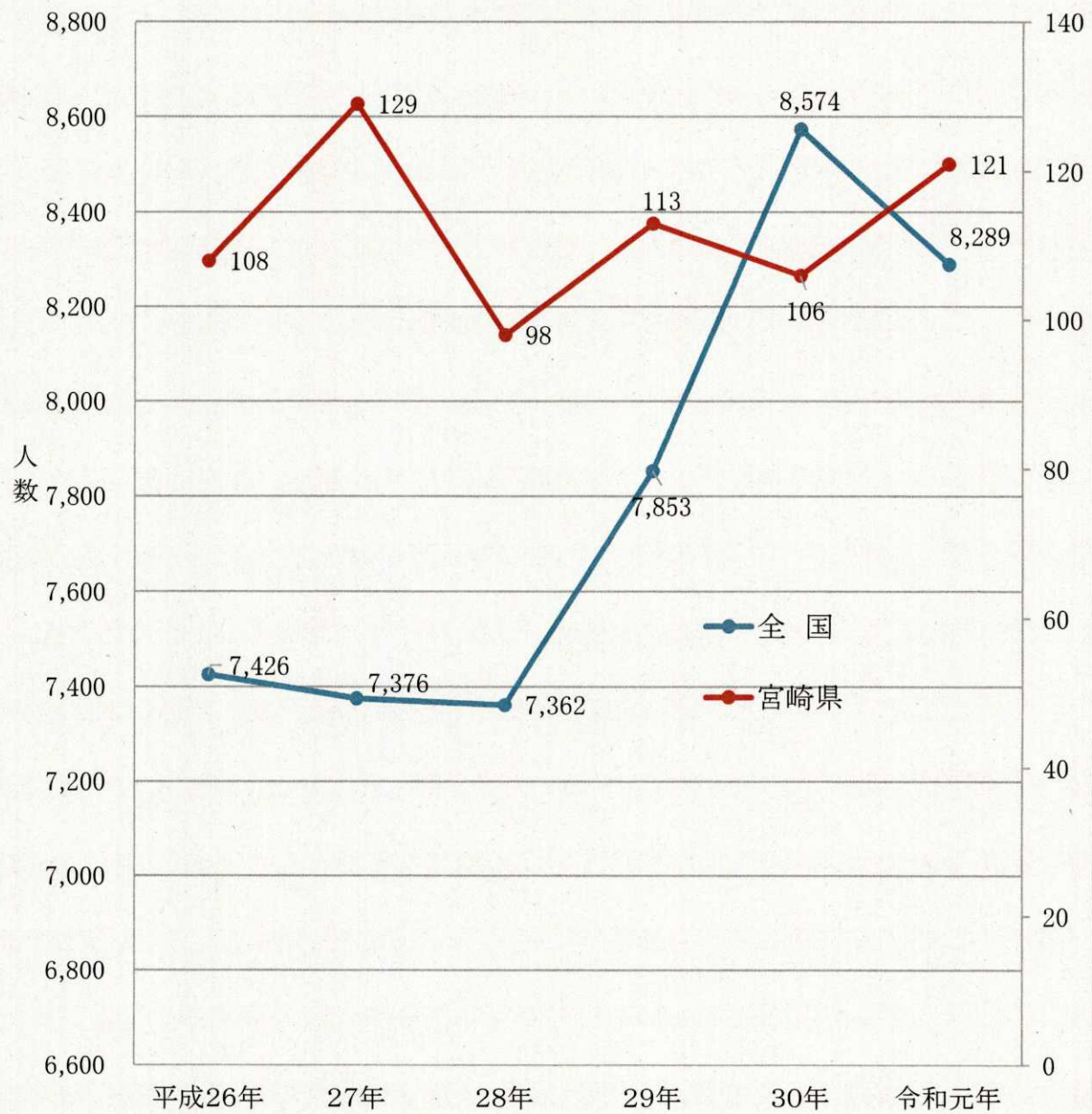
| 業 種<br>項 目               |                     | 製<br>造<br>業 | 鉱<br>業 | 建<br>設<br>業 | 運<br>輸<br>交<br>通<br>業 | 貨<br>物<br>取<br>扱<br>業 | 農<br>林<br>水<br>産<br>業 | 商<br>業<br>・<br>金<br>融<br>・<br>広<br>告<br>業 | 保<br>健<br>衛<br>生<br>業 | 接<br>客<br>・<br>娯<br>楽<br>業 | 清<br>掃<br>・<br>と<br>畜<br>業 | 左<br>記<br>以<br>外<br>の<br>事<br>業 | 全<br>産<br>業 |
|--------------------------|---------------------|-------------|--------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|-------------|
| ①                        | 負傷に起因する疾病           | 12<br>(9)   |        | 5<br>(2)    | 4<br>(1)              | 0                     | 5<br>(1)              | 13<br>(9)                                 | 20<br>(19)            | 3<br>(1)                   | 2<br>(2)                   | 3<br>(1)                        | 67<br>(45)  |
| ②<br>物理的<br>因子による<br>疾病  | 有害光線による疾病           |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
|                          | 電離放射線による疾病          |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
|                          | 異常気圧下における疾病         |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
|                          | 異常温度条件による疾病         | 1           |        | 3           |                       |                       | 2                     |                                           |                       |                            | 2                          |                                 | 8           |
|                          | 騒音による耳の疾病           |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
|                          | 上記以外の原因による疾病        |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
| ③<br>作業態様<br>に起因する<br>疾病 | 重激業務による疾病           |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
|                          | 負傷によらない業務上の腰痛       |             |        |             |                       |                       |                       |                                           | 2                     |                            |                            | 1                               | 3           |
|                          | 振動障害                | 1           |        | 21          | 2                     |                       | 7                     |                                           |                       |                            | 1                          | 2                               | 34          |
|                          | 手指前腕障害顎肩腕症候群        |             |        |             |                       |                       |                       | 3                                         |                       |                            |                            |                                 | 3           |
|                          | 上記以外の原因による疾病        |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
| ④                        | 化学物質による疾病           |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            | 1                          |                                 | 1           |
| ⑤                        | じん肺症及びじん肺合併症        | 1           | 1      | 3           |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 | 5           |
| ⑥                        | 病原体による疾病            |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
| ⑦<br>がん                  | 電離放射線によるがん          |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
|                          | 化学物質によるがん           |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
|                          | その他の原因によるがん         |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
| ⑧                        | 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等 |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
| ⑨                        | 強い心理的負荷を伴う業務による精神障害 |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
| ⑩                        | その他の業務による明かな疾病      |             |        |             |                       |                       |                       |                                           |                       |                            |                            |                                 |             |
| 合 計                      |                     | 15          | 1      | 32          | 6                     | 0                     | 14                    | 16                                        | 22                    | 3                          | 6                          | 6                               | 121         |
| (全 国)                    |                     | 1,572       | 39     | 611         | 998                   | 174                   | 173                   | 1,390                                     | 1,928                 | 565                        | 388                        | 451                             | 8,289       |

(注) 1 本表は、労働者死傷病報告に基づき作成したものです。ただし、宮崎局の振動障害件数は労災給付データに基づいています。

2 「①負傷に起因する疾病」欄内の( )は腰痛の内数です。

3 「⑤じん肺症及びじん肺合併症」欄内の数値は、最終粉じん事業場が県内分で、管理4と合併症り患者の合計です。

# 職業性疾病の発生状況



|     | 平成26年 | 27年   | 28年   | 29年   | 30年   | 令和元年  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全 国 | 7,426 | 7,376 | 7,362 | 7,853 | 8,574 | 8,289 |
| 宮崎県 | 108   | 129   | 98    | 113   | 106   | 121   |

## 定期健康診断の実施状況

- ① 宮崎県内の事業場(原則労働者数50人以上)から報告のあった労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施状況は第2表のとおりである。定期健康診断の平均受診率は83.80%、全産業の有所見率は55.96%で、有所見率は前年比で1.19%高くなった。また、全国平均の56.64%を下回った。
- ② 業種別の有所見率は、製造業・建設業・農林業・接客娯楽業では全国平均を下回っており、運輸交通業・商業・保健衛生業では有所見率が全国平均より高くなっている。
- ③ 主要項目別の有所見の状況は、①血中脂質 ②肝機能 ③血圧 ④血糖 ⑤心電図 の順で有所見率が高く(歯科健診は除く)になっており、これらの項目は「肝機能」を除けば、脳血管疾患及び虚血性心疾患(脳・心臓疾患)の発症と関連が高い検査項目であることから、保健指導、健康教育、運動指導等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが求められている。

第2表 健康診断実施状況(令和元年)(宮崎県内)

| 業 種            |            |         | 製<br>造<br>業 | 建<br>設<br>業 | 運<br>輸<br>交<br>通<br>業 | 農<br>林<br>業 | 商<br>業 | 保<br>健<br>衛<br>生<br>業 | 接<br>客<br>娯<br>楽<br>業 | 左<br>記<br>以<br>外<br>の<br>事<br>業 | 全<br>産<br>業<br>計 |
|----------------|------------|---------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|--------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|------------------|
| 項 目            |            |         |             |             |                       |             |        |                       |                       |                                 |                  |
| 健康診断実施事業場      |            |         | 236         | 31          | 74                    | 12          | 120    | 212                   | 44                    | 192                             | 921              |
| 受診者数           |            |         | 29,852      | 3,017       | 5,355                 | 706         | 8,366  | 22,191                | 1,990                 | 19,041                          | 90,518           |
| 平均受診率(%)       |            |         | 91.1        | 95.5        | 91.9                  | 86.8        | 79.5   | 79.5                  | 53.4                  | 81.77%                          | 83.80%           |
| 特定業務従事労働者数     |            |         | 9,088       | 56          | 1,992                 | 0           | 656    | 11,120                | 285                   | 1,381                           | 24,578           |
| 所見のあった人数       |            |         | 14,860      | 1,725       | 3,644                 | 479         | 5,777  | 12,021                | 941                   | 11,205                          | 50,652           |
| 宮崎県の有所見率(%)    |            |         | 49.78       | 57.18       | 68.05                 | 67.85       | 69.05  | 54.17                 | 47.29                 | 58.85%                          | 55.96%           |
| 全国の有所見率(%)     |            |         | 55.31       | 63.11       | 64.86                 | 69.09       | 58.06  | 52.46                 | 54.24                 | 57.64%                          | 56.64%           |
| 医 師 の 指 示 人 数  |            |         | 8,796       | 913         | 1,986                 | 252         | 3,311  | 6,022                 | 596                   | 6,318                           | 28,194           |
| 項目別有所見者数及び有所見率 | 聴力(1000HZ) | 有所見者数   | 985         | 118         | 641                   | 53          | 600    | 661                   | 81                    | 517                             | 3,656            |
|                |            | 有所見率(%) | 3.36        | 3.96        | 6.48                  | 7.55        | 8.32   | 3.30                  | 4.18                  | 2.83%                           | 4.27%            |
|                | 聴力(4000HZ) | 有所見者数   | 1,930       | 378         | 886                   | 148         | 8      | 824                   | 134                   | 2,258                           | 6,566            |
|                |            | 有所見率(%) | 6.58        | 12.81       | 16.83                 | 21.08       | 9.84   | 4.14                  | 6.86                  | 12.38%                          | 7.68%            |
|                | 聴力(その他)    | 有所見者数   | 29          | 0           | 0                     | 0           | 2      | 6                     | 0                     | 2                               | 39               |
|                |            | 有所見率(%) | 2.29        | 0.00        | 0.00                  | 0.00        | 0.34   | 0.39                  | 0.00                  | 0.16%                           | 0.79%            |
|                | 胸部X線検査     | 有所見者数   | 678         | 68          | 282                   | 80          | 484    | 684                   | 48                    | 696                             | 3,020            |
|                |            | 有所見率(%) | 2.45        | 2.28        | 5.57                  | 11.58       | 6.05   | 3.66                  | 2.66                  | 3.80%                           | 3.63%            |
|                | 喀痰検査       | 有所見者数   | 1           | 0           | 0                     | 0           | 0      | 0                     | 0                     | 1                               | 2                |
|                |            | 有所見率(%) | 0.35        | 0.00        | 0.00                  | 0.00        | 0.00   | 0.00                  | 0.00                  | 0.43%                           | 0.26%            |
|                | 血圧         | 有所見者数   | 3,807       | 454         | 1,089                 | 162         | 1,747  | 2,537                 | 229                   | 3,040                           | 13,065           |
|                |            | 有所見率(%) | 12.75       | 15.05       | 20.33                 | 22.95       | 20.88  | 11.43                 | 11.51                 | 15.97%                          | 14.44%           |
|                | 貧血検査       | 有所見者数   | 1,618       | 87          | 214                   | 68          | 664    | 1,777                 | 93                    | 1,235                           | 5,756            |
|                |            | 有所見率(%) | 6.01        | 3.23        | 4.32                  | 11.02       | 8.79   | 8.62                  | 5.03                  | 7.11%                           | 6.97%            |
|                | 肝機能検査      | 有所見者数   | 4,314       | 571         | 1,120                 | 187         | 1,431  | 3,016                 | 241                   | 3,342                           | 14,222           |
|                |            | 有所見率(%) | 15.91       | 20.56       | 20.49                 | 28.42       | 18.79  | 14.88                 | 13.03                 | 18.72%                          | 17.11%           |
|                | 血中脂質検査     | 有所見者数   | 7,226       | 789         | 1,834                 | 248         | 2,912  | 6,026                 | 458                   | 5,703                           | 25,196           |
|                |            | 有所見率(%) | 26.68       | 28.77       | 36.82                 | 37.69       | 38.24  | 30.30                 | 24.74                 | 31.94%                          | 30.46%           |
|                | 血糖検査       | 有所見者数   | 2,686       | 313         | 722                   | 124         | 1,415  | 1,832                 | 138                   | 2,302                           | 9,532            |
|                |            | 有所見率(%) | 9.94        | 11.28       | 15.00                 | 18.84       | 18.58  | 9.15                  | 7.46                  | 12.89%                          | 11.54%           |
|                | 尿検査(糖)     | 有所見者数   | 651         | 78          | 262                   | 26          | 169    | 410                   | 41                    | 568                             | 2,205            |
|                |            | 有所見率(%) | 2.20        | 3.62        | 4.89                  | 3.69        | 2.04   | 1.89                  | 2.11                  | 3.01%                           | 2.47%            |
|                | 尿検査(蛋白)    | 有所見者数   | 1,126       | 173         | 367                   | 66          | 396    | 1,137                 | 79                    | 879                             | 4,223            |
|                |            | 有所見率(%) | 3.78        | 5.74        | 6.85                  | 9.38        | 4.75   | 5.16                  | 4.05                  | 4.63%                           | 4.68%            |
|                | 心電図検査      | 有所見者数   | 2,344       | 261         | 654                   | 96          | 1,077  | 1,999                 | 176                   | 2,065                           | 8,672            |
|                |            | 有所見率(%) | 9.47        | 9.64        | 13.52                 | 16.47       | 14.45  | 12.07                 | 10.26                 | 12.03%                          | 11.44%           |
|                | 歯科健診       | 有所見者数   | 44          | 2           | 0                     | 0           | 0      | 41                    | 0                     | 9                               | 96               |
|                |            | 有所見率(%) | 16.73       | 12.50       | 0.00                  | 0.00        | 0.00   | 46.59                 | 0.00                  | 10.59%                          | 22.80%           |

定期健康診断における有所見者の推移



| 項 目        | 平成25年 | 26年   | 27年   | 28年   | 29年   | 30年   | 令和元年  |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 聴力(4000HZ) | 8.15  | 8.49  | 8.44  | 8.45  | 8.45  | 7.49  | 7.68  |
| 血 圧        | 12.76 | 13.24 | 13.35 | 13.50 | 14.23 | 13.92 | 14.44 |
| 肝機能検査      | 15.32 | 15.45 | 15.25 | 16.08 | 16.81 | 16.67 | 17.11 |
| 血中脂質検査     | 30.23 | 30.71 | 30.14 | 29.87 | 29.99 | 29.69 | 30.46 |
| 心電図検査      | 10.16 | 10.56 | 11.21 | 10.82 | 10.77 | 10.96 | 11.44 |
| 有所見率(宮崎県)  | 50.71 | 51.88 | 52.57 | 52.67 | 53.91 | 54.77 | 55.96 |
| 有所見率(全国)   | 53.02 | 53.20 | 53.59 | 53.76 | 54.08 | 55.51 | 56.64 |

## 特殊健康診断実施状況

法定の健診における有所見者数は、電離放射線、有機溶剤、特定化学物質等の順に多く、電離放射線、特定化学物質等については、有所見率も全国平均を上回っている。

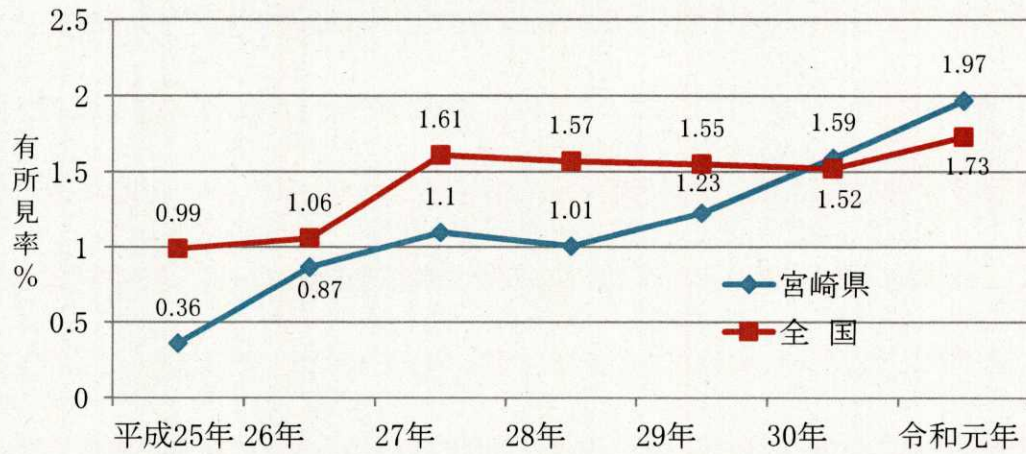
健診の実施率（じん肺は報告率）は、石綿、有機溶剤、鉛、じん肺、特定化学物質の順に低調であることから、引き続きこれらの有害業務に係る健康管理対策、設備対策、作業環境対策等を図る必要が認められる。

特殊健康診断実施状況(令和元年) (宮崎県内)

|         | 対<br>象<br>事<br>業<br>場<br>数 | 実<br>施<br>事<br>業<br>場<br>数 | 実<br>施<br>率<br>(<br>%<br>) | 対<br>象<br>労<br>働<br>者<br>数 | 受<br>診<br>労<br>働<br>者<br>数 | 有<br>所<br>見<br>者<br>数 | 有<br>所<br>見<br>率<br>(<br>%<br>) |      |
|---------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|------|
|         |                            |                            |                            |                            |                            |                       | 県 内                             | 全国平均 |
| 有機溶剤    | 355                        | 292                        | 82.3                       | 4,589                      | 4,278                      | 212                   | 4.96                            | 6.21 |
| 鉛       | 18                         | 15                         | 83.3                       | 194                        | 173                        | 4                     | 2.31                            | 1.70 |
| 電離放射線   | 136                        | 129                        | 94.9                       | 2,282                      | 2,224                      | 292                   | 13.13                           | 9.43 |
| 特定化学物質等 | 241                        | 211                        | 87.6                       | 5,383                      | 5,267                      | 104                   | 1.97                            | 1.73 |
| 高気圧     | 4                          | 4                          | 100.0                      | 37                         | 37                         | 0                     | 0.00                            | 5.97 |
| 石綿      | 12                         | 8                          | 66.7                       | 176                        | 143                        | 1                     | 0.70                            | 0.76 |
| じん肺     | 353                        | 295                        | 83.6                       | 3,663                      | 1,713                      | 0                     | 0.00                            | 0.03 |

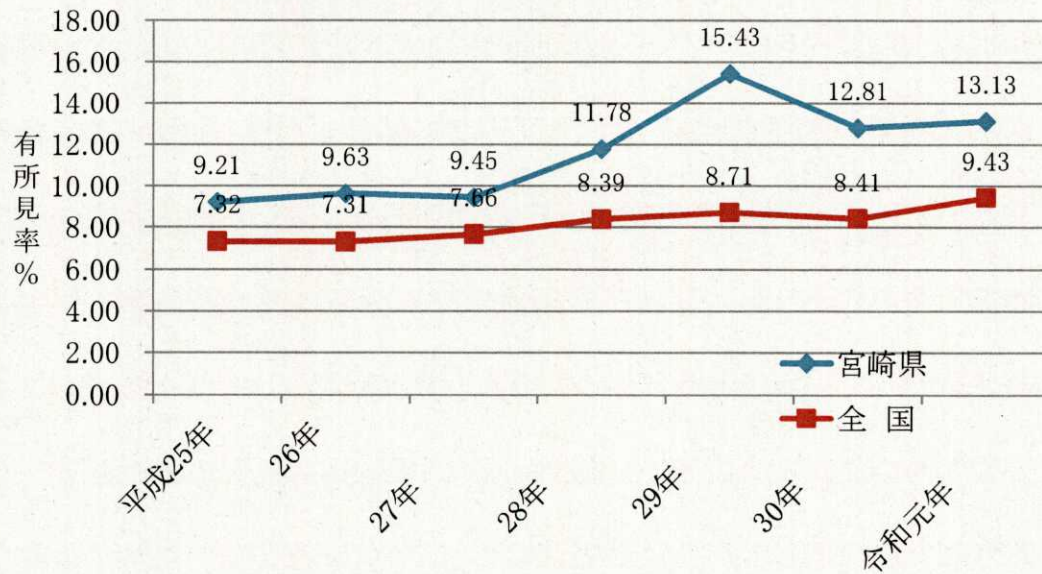
※じん肺に関しては、対象事業場数は適用事業場数、実施事業場数は報告事業場数となり実施率ではなく報告率となる。また、じん肺の「有所見者数」は新規有所見者数であり、以前に管理区分の決定を受けている者は除いている。

特定化学物質健康診断における有所見率の推移



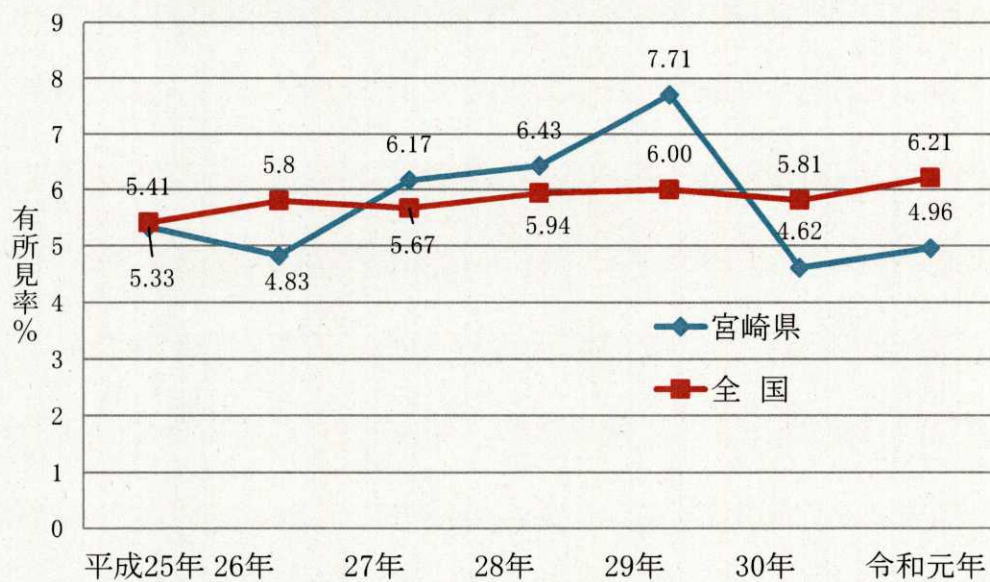
|     | 平成25年 | 26年  | 27年  | 28年  | 29年  | 30年  | 令和元年 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|
| 宮崎県 | 0.36  | 0.87 | 1.1  | 1.01 | 1.23 | 1.59 | 1.97 |
| 全 国 | 0.99  | 1.06 | 1.61 | 1.57 | 1.55 | 1.52 | 1.73 |

電離放射線健康診断における有所見率の推移



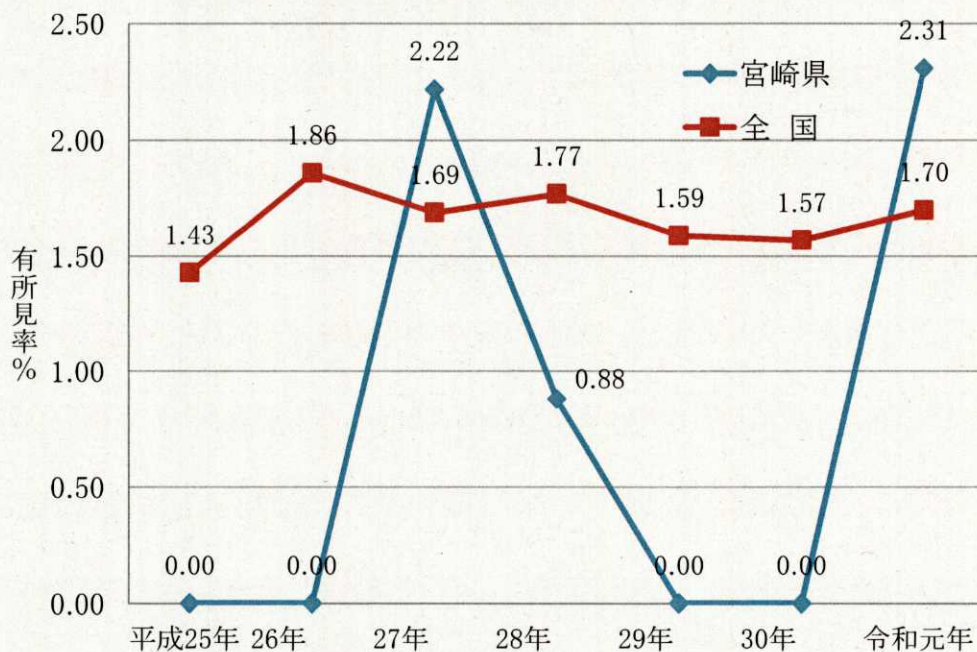
|     | 平成25年 | 26年  | 27年  | 28年   | 29年   | 30年   | 令和元年  |
|-----|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 宮崎県 | 9.21  | 9.63 | 9.45 | 11.78 | 15.43 | 12.81 | 13.13 |
| 全 国 | 7.32  | 7.31 | 7.66 | 8.39  | 8.71  | 8.41  | 9.43  |

有機溶剤健康診断における有所見率の推移



|     | 平成25年 | 26年  | 27年  | 28年  | 29年  | 30年  | 令和元年 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|
| 宮崎県 | 5.33  | 4.83 | 6.17 | 6.43 | 7.71 | 4.62 | 4.96 |
| 全国  | 5.41  | 5.8  | 5.67 | 5.94 | 6.00 | 5.81 | 6.21 |

鉛健康診断における有所見率の推移



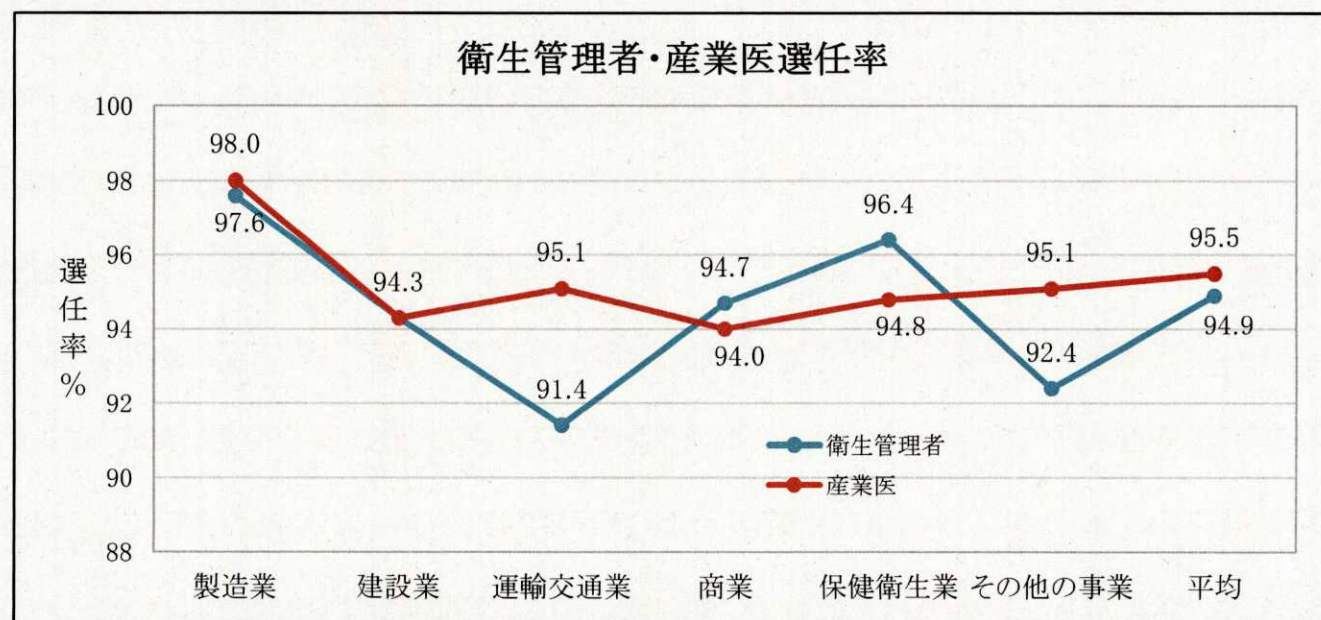
|     | 平成25年 | 26年  | 27年  | 28年  | 29年  | 30年  | 令和元年 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|
| 宮崎県 | 0.00  | 0.00 | 2.22 | 0.88 | 0.00 | 0.00 | 2.31 |
| 全国  | 1.43  | 1.86 | 1.69 | 1.77 | 1.59 | 1.57 | 1.70 |

## 産業医及び衛生管理者の選任状況

- ① 労働者数50人以上の事業場における衛生管理者及び産業医の選任状況は第4表のとおりである。
- ② 衛生管理者の選任率を業種別に見ると、製造業（97.6%）が最も高く、次いで、保健衛生業（96.4%）、商業（94.7%）、建設業（94.3%）の順となっている。  
産業医については、製造業（98.0%）運輸交通業（95.1%）、保健衛生業（94.8%）、建設業（94.3%）、商業（94.0%）の順となっている。
- ③ 建設業と商業が、他業種と比較して衛生管理者・産業医の選任率が低い状況にある。
- ④ 全国平均と比較すると、衛生管理者・産業医の選任率はやや高い。

第4表 産業医及び衛生管理者選任状況(令和元年12月末日現在)

| 業 種         |                            | 製<br>造<br>業 | 建<br>設<br>業 | 運<br>輸<br>交<br>通<br>業 | 商<br>業 | 保<br>健<br>衛<br>生<br>業 | 左<br>記<br>以<br>外<br>の<br>事<br>業 | 全<br>産<br>業<br>計 | 全<br>国<br>計 |
|-------------|----------------------------|-------------|-------------|-----------------------|--------|-----------------------|---------------------------------|------------------|-------------|
| 区 分         | 要 選 任 事 業 場 数<br>(規模50人以上) | 245         | 35          | 81                    | 133    | 252                   | 304                             | 1,050            | 150,395     |
|             | 衛生<br>管理<br>者              | 239         | 33          | 74                    | 126    | 243                   | 281                             | 996              | 134,805     |
| 産<br>業<br>医 | 選任率(%)                     | 97.6%       | 94.3%       | 91.4%                 | 94.7%  | 96.4%                 | 92.4%                           | 94.9%            | 89.6%       |
|             | 選任事業場数                     | 240         | 33          | 77                    | 125    | 239                   | 289                             | 1003             | 137,255     |
| 産<br>業<br>医 | 選任率(%)                     | 98.0%       | 94.3%       | 95.1%                 | 94.0%  | 94.8%                 | 95.1%                           | 95.5%            | 91.3%       |



# 第71回 全国労働衛生週間

令和2年10月1日(木)～7日(水)[準備期間:9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で71回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

〈スローガン〉

## みなおして 職場の環境 からだの健康

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日） に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

### 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項 ※ 詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ・労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- ・労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進
- ・化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ・石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ・受動喫煙防止対策に関する事項
- ・治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ・その他の重点事項

### 準備期間に実施する事項(1. 重点事項) (抜粋)

|                 |                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 過重労働による健康障害防止   | ①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進<br>②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明<br>③労働安全衛生法に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底<br>④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ほか   |
| メンタルヘルス対策       | ①事業者によるメンタルヘルスクーアを積極的に推進する旨の表明<br>②衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善<br>③4つのメンタルヘルスクーア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供<br>④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ほか |
| 高齢労働者の健康づくり     | ①「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組の実施<br>②高齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）の活用 ほか                                                                                                                              |
| 化学物質による健康障害防止対策 | ①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認<br>②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進<br>③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか                                                                 |
| 石綿による健康障害防止対策   | ①吹付石綿などが損傷、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保温材などの除去、封じ込めなどの徹底（貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を確認し、または求めることを含む。）<br>②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止 ほか                                     |
| 受動喫煙防止対策        | ①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施<br>②支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の効果的な活用 ほか                                                                                                                   |
| 治療と仕事の両立支援      | ①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知<br>②研修などによる両立支援に関する意識啓発<br>③相談窓口などの明確化<br>④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備<br>⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用                                                                          |
| その他             | ①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進<br>②「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底<br>③事務所や作業場における清潔保持                                                                                                                                    |

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の支援体制をご活用ください。

## 産業保健総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています



<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

## メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

## 働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

- ・企業の働き方改革の取組を知りたい
- ・制度、支援策を知りたい
- ・企業の「ゆう活」の取組事例を知りたい
- ・仕事の進め方などの課題別の対策を知りたい



（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

- ・働き方改革関連法とは？  
（労働時間の上限規制、年次有給休暇の時季指定など）
- ・助成金のご案内



働き方改革

検索

## 治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組み事例、各地で開催するシンポジウムやセミナー等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

## 受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)



【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業
- ・たばこ煙濃度など測定のための機器の貸し出し

職場 受動喫煙

検索

## 化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html)



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

## 腰痛予防対策

陸上貨物運送・社会福祉・保健衛生業を対象とした腰痛予防対策の講習会（無料）を実施しています。

（腰痛予防対策講習会申込HP↓）

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>



腰痛予防対策講習会

検索

## 高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



高齢労働者

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 令和 2 年度全国労働衛生週間実施要綱

## 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 71 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は 700 件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成 30 年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、年間 500 件程度で推移しており、危険物によるものが約 4 割、有害物によるものが約 6 割となっている。また、有害物による労働災害のうち、特定化学物質障害予防などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが 8 割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくこととしている。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間 900 人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。このため、石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化することとしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

## **2 スローガン**

みなおして 職場の環境 からだの健康

## **3 期 間**

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## **4 主唱者**

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## **5 協賛者**

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## **6 協力者**

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## **7 実施者**

各事業場

## **8 主唱者、協賛者の実施事項**

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。

- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

##### (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

##### (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実

#### 施状況の評価及び改善

- c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
  - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
  - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (f) 労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進
- 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置を実施
- a 事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
  - b 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
  - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
  - d 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断の確実な実施。また、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
  - e 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施
- (I) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
  - c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
  - d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者

に対する教育の推進

- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底

(オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底（特に、事前調査の徹底、労働基準監督署に対する届出の徹底、隔離・湿潤化の徹底、呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進、作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底、石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底、健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進）及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
  - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
  - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
  - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
  - (d) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

(カ) 受動喫煙対策に関する事項

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月1日付け基発 0701 第1号）に基づき、以下の職場における受動喫煙防止対策を実施

- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

(キ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成 31 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 29 号、健発 0328 第 1 号、職発 0328 第 32 号）に基づき、以下の事業場の環境整備を推進

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用

(ク) その他の重点事項

- a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進  
腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）に基づく以下の対策の実施
  - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
  - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
  - (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
  - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- b 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
  - (a) WBGT 値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
  - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
  - (d) 救急措置の事前の確認と実施
- c 事務所や作業場における清潔保持  
労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則に基づく便所や休養室等の設置

イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (7) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメン

トシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ロ) 作業管理の推進

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(ハ) 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」（９月１日～９月３０日）として、以下の事項を重点的に実施

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(ニ) 労働衛生教育の推進

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

(ホ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

(ヘ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

(ヘ) 職場における感染症（新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、以下の取組を実施

- a 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させる必要があることから、新しい生活様式の趣旨や必要性について、専門家会議で示された「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用した労働者への周知
- b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施

#### ウ 作業の特性に応じた事項

##### (7) 粉じん障害防止対策の徹底

- a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進
  - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
  - (d) じん肺健康診断の着実な実施
  - (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

##### (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底

##### (ロ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

##### (ハ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

##### (ニ) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進

##### (ホ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

##### (ヘ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等

#### エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

##### (7) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

##### (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底